

第4回犯罪被害者等施策に関する関係府省庁連絡会議 議事概要

開催要領

日時：令和6年9月17日（火）午後2時00分～午後2時30分

場所：中央合同庁舎第2号館 16階 第1会議室

出席者

議長	松村 祥史	国家公安委員会委員長
構成員	太刀川 浩一	警察庁長官官房長
同	吉住 啓作	こども家庭庁支援局長
同	恩田 馨	総務省大臣官房総括審議官
同	淵上 孝	文部科学省大臣官房総括審議官
同	塩見 英之	国土交通省総合政策局長
代理	小八木 大成	内閣府大臣官房審議官（男女共同参画局担当）
同	永井 孝治	法務省大臣官房参事官
同	熊木 正人	厚生労働省大臣官房審議官（総合政策担当）
	若田 英	警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当）

概要

○ 犯罪被害者等施策に係る令和7年度予算概算要求について

・ 警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当）

令和7年度の犯罪被害者等施策に係る予算の概算要求については、政府全体で97億3,300万円、対前年度比25億円余の増額となっている。この金額は、犯罪被害者等施策関係分として特出しできるものに限っているが、特出しできない分も含め、必要に応じ、拡充を図っていただいている。

○ 第4次犯罪被害者等基本計画の計画期間内における今後の取組について

・ 警察庁長官官房長

第4次基本計画は、令和3年度から令和7年度末までの5年間を計画期間としており、現在、次期計画となる第5次基本計画の策定に向けた検討を開始している。

本年7月から8月には、第4次基本計画の見直しに関する国民からの要望・意見を聴取するとともに、犯罪被害者団体・支援団体を対象とした要望・意見聴取会を実施した。また、基本計画策定・推進専門委員等会議の有識者委員からも第4次基本計画の進捗状況について意見をいただいている。

いただいた要望・意見については、現在、警察庁において整理している

ところであり、おって、各府省庁に対し、これら意見等に対する検討の依頼をさせていただきたいと考えている。

他方、第4次基本計画の計画期間はまだ残り1年半あることから、関係府省庁においては、引き続き、第4次基本計画及び昨年6月の犯罪被害者等施策推進会議決定に基づく取組を確実に推進していただきたいと考えている。

・ **内閣府大臣官房審議官（男女共同参画局担当）**

内閣府では、配偶者等からの暴力（DV）や性犯罪・性暴力への対策に取り組んでいる。

DV対策としては、本年4月に改正DV防止法が施行された。この改正法により、重篤な精神的被害を受けた場合にも対象となるように保護命令制度が拡充されたところ、これを踏まえて、保護命令の申立て支援の充実に向けた取組や、改正内容の社会全体への周知・広報に取り組んでまいりたい。

被害者支援の充実・強化としては、市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置促進など相談窓口の充実や民間団体による犯罪被害者支援の推進に取り組むとともに、被害者支援の一環としての加害者プログラムについて、各地域における実施を促進するため、都道府県の担当職員を対象とした研修会や交付金の活用、ホームページでの情報発信等の取組を実施している。

性犯罪・性暴力への対策については、令和5年3月に関係府省で取りまとめた「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」に基づいて性犯罪・性暴力の根絶に向けた取組や被害者支援の充実を図っている。

このうち、内閣府においては、必要な支援を可能な限り1か所で傾聴するワンストップ支援センターについて、都道府県への交付金により運営の安定化や支援の質の向上等を図っていくとともに、併せてSNS相談事業を行ってまいりたい。

引き続き、関係省庁と連携して取り組んでまいりたい。

・ **こども家庭庁支援局長**

「児童虐待等の被害を受けたこどもたちのための安全な場所の確保」として、令和4年の児童福祉法改正等に基づく適切な一時保護の実施や、一時保護施設における個別対応のための環境改善の推進、里親支援センターにおける里親等への支援の充実、自立援助ホームやファミリーホームにおけるケアニーズの高い児童への支援体制の強化など、児童虐待等を受けたこどもたちのための安全な場所の確保や個別対応の強化を引き続き図ってまいりたい。

「相談体制の充実」の観点では、新たな児童虐待防止対策体制総合強化プランを踏まえ、こども家庭センターの全国展開や児童相談所における体制等の強化等を図るとともに、児童相談所が夜間・休日を問わず相談に応じられる体制の整備等に努めてまいりたい。

また、引き続き、「児童虐待防止のための周知・広報活動」もしっかりと実施していく予定である。例年実施している「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を今年も11月に実施し、児童虐待防止に対する国民の理解の増進を図り、社会全体で児童虐待を防止していく機運をより一層醸成してまいりたい。

引き続き、こども家庭庁において、犯罪被害者等関連施策の一層の推進のために取り組んでまいりたい。

・ **総務省大臣官房総括審議官**

第4次基本計画の総務省関連施策のうち、SNSを含むインターネット上の誹謗中傷等に関する相談体制の充実、誹謗中傷等を行わないための広報啓発活動の強化について、総務省では、インターネット上に流通した情報による被害に係る一般利用者等からの相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についてアドバイス等を行う「違法・有害情報相談センター」を平成21年度から設置・運営しているところ、2024年8月からは、チャットボットによるアドバイスも開始した。

また、誹謗中傷等を生まないための広報啓発活動に係るe-ネットキャラバンの実施、インターネットトラブル事例集の作成等についても、令和6年度以降、引き続き取り組んでまいりたい。

・ **法務省大臣官房参事官**

配布資料は第4次基本計画の主な取組をまとめたものである。

今後の主な取組として、刑の執行段階等において犯罪被害者等の希望に応じて心情等の聴取、受刑者等への伝達、これを踏まえた矯正処遇等を行う制度について、昨年12月から運用を開始し、本年5月末までに59件の制度利用を受理し、被害者等からの心情等の聴取を50件、受刑者等への伝達を42件実施してきたところ。

今後も、蓄積された事例等を踏まえながら、必要に応じて検討を行うとともに、積極的な広報活動を行うなどして、制度の安定的な運用と充実を図ってまいりたい。

また、更生保護における犯罪被害者等による心情等聴取・伝達制度についても、引き続き、犯罪被害者等の負担に配慮しつつ、同制度へのアクセス向上に向けて、制度の適正な運用や積極的な広報活動を実施してまいりたい。

さらに、弁護士による犯罪被害者支援に対する経済的援助については、本年4月に綜合法律支援法の一部を改正する法律が成立公布され、法テラスの業務として、一定の犯罪被害者等であって、必要な費用の支払により、生活の維持が困難になるおそれがある方についても、必要な法律相談や法律事務等を契約弁護士等が行うことができるものとされた。

同法律については、公布後2年以内に施行するものとされているところ、関係機関等との調整を図りながら、援助対象、費用負担のあり方等、制度の詳細を関係規定において定めていくほか、業務管理システムの構築、担い手となる弁護士の確保等、諸課題に関する検討・取組を進め、可能な限り早期の運用の開始を目指す。

法務省においては、これらの取組を含め、関係省庁と連携しながら、第4次基本計画に定められた施策の確実な実現に向け、引き続き必要な取組を実施してまいりたい。

・ 文部科学省大臣官房総括審議官

「精神的・身体的被害の回復・防止への取組」について、教師とスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーが連携・協力して教育相談体制の整備充実に引き続き努めてまいりたい。

また、子供達が性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないようにするため、「生命（いのち）の安全教育」の推進を図るとともに、学校安全教室の講師となる教職員等に対し、防犯教室講習会等を実施し、安全教育における指導力の向上を図ってまいりたい。

さらに、医学部において、PTSD等の精神的被害に関する知識・診断技能及び犯罪被害者等への理解を深めるための教育を推進するとともに、法科大学院において、犯罪被害者等に対する理解の向上を含め、真に国民の期待と信頼に応え得る法曹の養成に努めるよう促してまいりたい。

「支援等のための体制整備への取組」について、犯罪被害に遭った児童生徒及びその保護者の相談等に適切に対応できるよう、小学校の35人学級を順次拡大してまいるとともに、学校における相談体制の整備として、生徒指導担当教員や養護教諭の加配の改善に努めてまいりたい。

また、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置充実を図るとともに、教育委員会の教育相談担当者等を対象とする協議会や研修等において、警察庁が作成した犯罪被害者等支援に関する動画を紹介するなどして、引き続き犯罪被害者等への対応に係る留意点等を周知してまいりたい。

「国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組」については、学習指導要領に基づき、生命の尊さについての教育を引き続き推進するとともに、

「生命（いのち）の安全教育」の未実施校をなくして、多くの学校で取り組まれるようにしてまいりたい。

また、人権教育の観点から、学校における人権教育を推進するとともに、社会教育における人権の講座の推進にも取り組んでまいりたい。

・ **厚生労働省大臣官房審議官（総合政策担当）**

1点目の、「様々な困難を抱えた女性への支援」について、本年4月から困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が施行されている。これに基づき、女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設が中心となり、女性の立場に寄り添ったきめ細かな支援を行ってまいりたい。

令和7年度からは、早期発見から地域での自立・定着まで切れ目なく継続的に支援する事業を実施するとともに、女性支援を担う者の育成及び支援の強化等を図りたい。

2点目の、犯罪被害を受けた方の「雇用の安定のための支援」について、犯罪被害を受けた方やその御家族が、被害から回復のために取得できる休暇については、国内企業における導入状況はまだまだ少ない状況にある。したがって、その周知・導入促進を図るため、パンフレット及び事例集の作成配布、導入企業へのインタビュー動画等を厚労省ウェブサイト（働き方・休み方改善ポータルサイト）に掲載し、周知を図ってまいる。

また、犯罪被害を契機に生じた労働紛争について、相談対応等を行う個別労働紛争解決制度について引き続き周知を図ってまいりたい。

3点目の、犯罪被害を受けたことにより「精神的なケアを必要とする方等への支援」について、医療従事者を対象とした「PTSD対策専門研修」に「犯罪・性犯罪被害者コース」を設け、知識の普及・啓発を推進してまいる。

また、犯罪被害者を含むトラウマを抱える方々等に対し、精神科以外の医師や看護師等が、適切に患者の診察や相談対応等を行うことができるようになるための研修教材等を開発するために調査研究を実施している。

さらに、PTSD等の治療に対応している医療機関や、ワンストップ支援センターを施設内に設置している医療機関を広く国民が検索することが可能な「医療機能情報提供制度」について、令和6年4月以降、全国統一的な情報提供システム（医療情報ネット）により医療機関等の検索が可能となっているのでその周知を進めてまいりたい。

このほかにも、厚生労働省において、引き続き犯罪被害者への支援に取り組んでまいりたい。

・ **国土交通省総合政策局長**

自動車事故における加害者が特定できないひき逃げ等により、被害者等

が賠償金の支払を受けられないときには、国土交通省が直接、被害者に対して損害額の填補を行っている。この制度の周知を進めるとともに、令和7年度における適切な運用に努めてまいりたい。

自動車事故による重度後遺障害者に対する医療の充実について、自動車事故の場合には、後遺症が非常に重くなる傾向があるため、独立行政法人自動車事故対策機構（ナスバ）が、こうした方を対象にしたリハビリ型の療護施設を設置している。当該療護施設は、現在、脳損傷の方のみを対象としているが、脊髄の損傷を負われた方についてもリハビリを受けられる環境整備を進めるとともに、介護料制度の周知等、必要な予算確保に向けた調整等を行ってまいりたい。

犯罪被害者の方の居住支援のため、低所得者向けの公営住宅への優先入居や目的外使用について地方公共団体に対して要請するなどの取組をしている。

また、犯罪被害者の方を含む要配慮者の方の住宅に関するマッチングといったものを進めているところである。

毎年これらの制度の周知を行っているところであるが、本年度は秋頃にも、地方公共団体に対して、優先入居と目的外使用に関する周知を改めて行うとともに、マッチングの支援に取り組んでまいりたい。

・ **警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当）**

警察庁において予定している第4次基本計画期間内における主な取組であるが、「犯罪被害給付制度の運用改善」については、各都道府県警察に対し、原則全ての事案につき仮給付を検討すること等を指示する通達を发出するなど、運用改善に取り組んでいる。引き続き、都道府県警察を指導し、早期裁定及び仮給付の積極的实施を図ってまいる。

「ストーカー事案への対応」については、被害者の安全確保のための新たな施策として、禁止命令等を行った加害者全員に対して、近況確認等の連絡及び治療等の有用性の教示を実施するとともに、被害者に対しては、防犯指導を強化するなどの危機意識を醸成する取組を実施している。引き続き、本施策を運用し、被害者の更なる安全確保を図ってまいる。

「被害児童からの事情聴取における配慮」については、代表者聴取における聴取技法の効果的な習得のため、AI技術を活用し、児童のアバターを相手にした実戦に近い訓練が可能なツールを開発しており、令和7年度からの運用開始を予定している。

「地方におけるワンストップサービスの実現」については、手引きを作成・提供したほか、都道府県を財政的に支援するための交付金の創設を目指し、概算要求を行っている。また、職員等の能力向上を推進するため、

実務担当者会議を実施するほか、専門的研修の実施やオンデマンド研修教材の作成・提供を予定するなどしている。

警察庁としては、これら取組を着実に進め、引き続き施策の一層の推進に努めてまいる。

○ 「犯罪被害者等施策に関する関係府省庁連絡会議の開催について」の一部改正について

「犯罪被害者等施策に関する関係府省庁連絡会議の開催について」の一部改正は、案のとおり承認された。

○ 国家公安委員会委員長閉会挨拶

犯罪被害者支援については、第4次基本計画や、昨年6月の施策推進会議決定に基づき、各種取組を推進しているところである。

第4次基本計画については、計画期間が令和8年3月末までとなっており、残り1年半となった。本日、計画期間内における取組予定を説明いただき、着実に取組を進めていただいていることを確認した。他方で、正に今、この時点においても、支援を必要とされている犯罪被害者がいらっしゃる。

関係府省庁においては、このことを改めて認識いただき、取組のより一層の推進をお願いしたい。

また、次期基本計画については、令和8年4月が計画期間のスタートとなる予定で、今夏より検討を開始している。その第一歩として、広く国民の皆様から要望や意見を聴取するとともに、犯罪被害者団体や支援団体を対象とした要望・意見聴取会を8月に開催した。これから、次期基本計画に盛り込むべき事項の検討を本格化させることとなる。

関係府省庁においては、いただいた要望や意見をしっかりと受け止め、犯罪被害者の方々の視点に立ち、積極的に対応されたい。

犯罪被害者支援に当たっては、犯罪被害者の方々の声に真摯に耳を傾け、政府が一体となって取り組むことが重要であり、支援の充実・強化に全力で取り組んでもらうよう、お願いしたい。